伊奈町総務建設産業常任委員会

令和2年9月7日(月曜日)

埼玉県伊奈町議会

1. 招集年月日

令和2年9月7日(月)

2. 場所

全員協議会室

3. 開会·閉会等時刻

◎開会 午前 9時00分

○休憩 午前 9時10分

○再開 午前 9時10分

○休憩 午前 9時58分

○再開 午前 9時58分

◎閉会 午前 10時02分

4. 出席委員名

委員長 栗原惠子

副委員長 戸張光枝

委 員 武藤倫雄、上野尚德、大沢淳、佐藤弘一、青木久男

議 長 村山正弘

5. 欠席委員氏名

委員なし

6. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名 事務局長 嘉無木栄、局長補佐 小坂真由美

7. 説明のため出席した者の職・氏名

町 長 大島 清

副町長 関根良和

教育長 高瀬 浩

企画総務統括監 藤倉修一、くらし産業統括監 藤村伸一、健康福祉統括監 小島健司、都市建設統括監 安田昌利、会計管理者 中村知義、、消防長 瀬尾浩久、教育次長 石田勝夫、企画課長 久木正、秘書広報課長 森田範仁、総務課長 増田喜一、税務課長 影山歩、収税課長 今野茂美、住民課長 本多史訓、福祉課長 松田正、子育て支援課長 瀬尾奈津子、保険医療課長 久木良子、アグリ推進課長 秋山雄一、元気まちづくり課長 澤田勝、土木課長 中本雅博、都市計画課長 髙山睦男、上下水道課長 田口和、上下水道課主幹

岩崎守一、消防次長 篠塚孝、消防総務課長 畑安昭、消防業務課長 相原與文、学校給食 センター所長 森田慎一 開会 午前 9時00分

〇栗原惠子委員長 おはようございます。

本日、台風10号の影響でお足元の悪い中、皆様方にはお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

開会前にお願いがございます。

新型コロナウイルス感染症対策として、出入口の扉の開放及び窓を少し開けておきますことをご了承ください。また、マスク等につきましても原則着用とし、発言する際はマイクの向きを調整していただき、着座で発言していただきますようご協力のほうお願いいたします。 それでは、ただいまから総務建設産業常任委員会を開会いたします。

本日、町民の方から本委員会を傍聴したいとの申し出は、今のところありません。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、申し出があった場合は許可しないこととしたい と思いますが、ご異議はありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○栗原惠子委員長 異議ないものと認め、申し出があった場合には許可しないことといたします。

審査に入る前に、大島町長からご挨拶をいただきたいと思います。

○大島 清町長 改めましておはようございます。

きょうは台風10号ということで、九州を少し通り過ぎて、北に向かっているというお話でありました。被害状況はまだ出てきておりませんけれども、大したことなければいいなと思っております。

きょうは総務建設産業常任委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。

7議案、提案させていただきましたけれども、どうぞご審議賜りますようによろしくお願い申し上げます。

コロナの関係でございますけれども、若干人数が少なくなっているかなと思っております。 昨日も東京で116人、埼玉県で21人という人数でした。若干少なくなっているような感じは しますけれども、まだまだ予断を許さない、そんな状況が続いているなと改めて思っており ます。

我が町では11人ということで、それ以後、皆さんが本当に我慢していただいて、しっかり 対応をしていただいているということでございます。11名から増えてございませんので、安 心はできませんけれども、これからも対応をしっかりしてまいりたいと思っております。 きょうはお世話になりますけれども、全議案ともご承認賜りますように、どうぞよろしく お願い申し上げます。

○栗原惠子委員長 ありがとうございました。

当委員会に付託されました案件は、議案7件であります。

これらを議題とします。

なお、本会議における提案説明並びに自宅での審査期間もありましたので、直ちに質疑に 入ります。

初めに、第69号議案 令和2年度伊奈町一般会計補正予算(第7号)の所管事項について、 質疑を行います。

6ページの地方債補正、9ページから11ページまでの歳入全般について、質疑はありませんか。

大沢委員。

〇大沢 淳委員 おはようございます。

11ページの財政調整基金繰入金の残高と、それから当初予算比を教えてください。当初予 算が幾らで、この補正によって幾らになるのかを。

- 〇栗原惠子委員長 企画課長。
- **〇久木 正企画課長** ただいまのご質問お答えを申し上げます。

財政調整基金の元年度末残高が、まず9億1,410万2,000円でございます。当初予算で1億6,075万4,000円を取り崩しておりまして、今回の補正におきまして残高見込みが4億7,481万4,000円になる予定でございます。

以上でございます。

- 〇大沢 淳委員 以上です。
- **〇栗原惠子委員長** 青木委員。
- **〇青木久男委員** お願いします。

10ページの新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金についてお伺いいたします。

8月ですか、先月の末頃に交付されて、それが今回補正予算として計上されていると思うんですけれども、第1次分です。これは締切日が交付事業、地方自治体からこういうことをやりたい、ああいうことをやりたいという、いわゆる申請締切りというのがあったと思うんですけれども、その日にちと、実際交付があった日にちをお願いいたします。

〇栗原惠子委員長 企画課長。

〇久木 正企画課長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

新型コロナウイルスの感染症対応地方創生臨時交付金の1次分でございますけれども、1次分の国への提出期限が7月3日でございました。国から県を通じて交付決定が来たのが7月8日でございます。

以上でございます。

- **〇栗原惠子委員長** 青木委員。
- **〇青木久男委員** 交付決定があっても、入金のあった日を聞いているんですけれども。
- 〇栗原惠子委員長 企画課長。
- **○久木 正企画課長**入金が7月22日でございます。以上でございます。
- **〇栗原惠子委員長** 青木委員。
- **〇青木久男委員** 分かりました。

国の方針に沿って行われているということが確認できました。

それで、交付金の歳入のところの1億1,852万7,000円というのは、町のほうから交付申請 した1次分の額のどれくらいに当たる金額なのでしょうか。

- 〇栗原惠子委員長 企画課長。
- **〇久木 正企画課長** ただいまのご質問のお答え申し上げます。

1次分の実施計画で提出した事業、それが約2億800万円でございます。そのうち交付金が限度額ということで国から示されましたが、1億1,800万円。約ですけれども、1億1,800万円ということで、パーセントでいいますと約50%というような状況でございます。

- 〇栗原惠子委員長 青木委員。
- ○青木久男委員 その1億1,800万円ぐらいというのは、申請するときから分かっている額なのでしょうか。2次分も分かっているかな。それは関係ちょっとずれますけれども、分かっている範囲を1億円も超えて申請したということなのでしょうか。
- **〇栗原惠子委員長** 企画課長。
- **〇久木 正企画課長** 最初に示された額が1億1,852万7,000円ということで、それを超えるということで各課横断的に事業を実施したいということで取りまとめまして、2億800万円程度になったというようなことでございます。国から示された限度額を超えるもので提出しているような状況でございます。

以上でございます。

- **〇栗原惠子委員長** 青木委員。
- **○青木久男委員** 内閣府のホームページを見ましたら、伊奈町は23項目にわたって第1次分を申請しておられます。それで、その金額を手計算で計算してみましたら1億4,500万円ばかしなのです。先ほど2億円というような話がありましたけれども、この内閣府のホームページで言うのは間違っているのでしょうか。
- **〇栗原惠子委員長** 暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時10分

再開 午前 9時10分

○栗原惠子委員長 休憩を解いて会議を開きます。
企画課長。

〇久木 正企画課長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

内閣府のホームページは確認してございませんが、町が県を通じて国に出した実施計画上では総額約2億800万円ということで、国から示されている限度額というのが1億1,852万7,000円というような状況になってございます。

- 〇栗原惠子委員長 青木委員。
- **〇青木久男委員** 国のホームページはちょっと町と違うということの理解で、そういうこともあるのかなということでこの質問を終わります。ありがとうございます。
- ○栗原惠子委員長 ほかに質疑はありますか。

[発言する人なし]

〇栗原惠子委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

続いて、歳出に対する質疑に入ります。

12ページの第1款議会費について質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○栗原惠子委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

12ページから16ページの第2款総務費について質疑はありませんか。

ただし16ページの第3項戸籍住民基本台帳費は除きます。

大沢委員。

- ○大沢 淳委員 15ページの公共施設整備基金の積立金についても、年度末との残高の比較を 教えてください。
- **〇栗原惠子委員長** 企画課長。
- **〇久木 正企画課長** ただいまのご質問にお答え申し上げます。

元年度末の残高が6億430万9,000円でございます。今回の補正で2億円積み増しまして、 令和2年度の残高見込みが8億471万5,000円の予定でございます。

以上でございます。

- 〇栗原惠子委員長 大沢委員。
- ○大沢 淳委員 今回の2億円の原資はどの辺にあると見ているのでしょうか。要するに性質上、公共施設整備基金に積み立てるものなのか、財政調整基金に戻すべきものなのか。その性格を教えてください。それから、その両方の基金の在り方として適正なのかどうかの見解をお願いします。
- 〇栗原惠子委員長 企画課長。
- **〇久木 正企画課長** まず初めに原資の関係でございますけれども、今回の補正で地方特例交付金ですとか、それから地方交付税というところが増額されて入ってくる予定になっております。また元年度の精算というところで、一般会計に繰入れがあった部分がございますのと、それから、繰越金が6,876万6,000円というところがありますので、その辺が原資になっているというような状況でございます。

それと基金の性格の関係でございますけれども、財政調整基金につきましては緊急の財政需要が生じたときのために積立てしておきたいというところで、標準財政規模は約80億円ございますけれども、その10%ぐらいが望ましいということで、町としまして8億円程度は確保しておきたいと考えてございます。不測の事態が生じたときに取り崩していけるようにということで考えてございます。

それから公共施設整備基金につきましては、今後クリーンセンターの改修ですとか、それから庁舎の建て替えというところで、近いところに迫っております。それから大きい事業がございますので、そういったところに使っていくということで、積み増ししていく、積立てしていくのは急務だと考えてございますので、今回、積立てをしているところでございます。以上でございます。

- **〇栗原惠子委員長** 大沢委員。
- ○大沢 淳委員 今のお答えの中で財調が8億円必要だと。財政の実務上、本当に8億円必要

かどうかはともかく、8億円必要であると言っているにもかかわらず、公共施設に2億円振り向けたというところの説明を、庁舎建設があるからというだけの理由なのかどうかを教えてください。

〇栗原惠子委員長 企画課長。

〇久木 正企画課長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

公共施設整備基金につきましては、先ほども申し上げましたとおり、大きなお金がかかる 事業が迫っているというところでも、積み増ししていかないとならないというところで、積 み増しているところでございますが、財調につきましては緊急な、今回のコロナ対策ですと か、そういった補正というところで取り崩してきておりますけれども、今後、次年度以降の 行政運営も含めまして少しでも積み増して、財調も戻していきたいというふうに考えており ます。しかしながら、どうしてもいろいろ緊急に必要になる部分もございますので、そうい ったときには必要に応じて取り崩していくと考えております。

以上でございます。

〇栗原惠子委員長 大沢委員。

○大沢 淳委員 先ほども出た国からの交付金で、2次補正は恐らく12月議会で、また財源内 訳の変更で付け替えてくると思うのですけれども、それをやることによって、また財調が若 干増額になるような見通しがあるのかどうかを教えてください。今度の行政需要に対応する ので何とも言えないと思うのですが、その傾向だけでも分かる範囲で。

〇栗原惠子委員長 企画課長。

〇久木 正企画課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

国の地方創生臨時交付金の2次分、実施計画を8月31日に提出したところでございますけれども、今後、国から交付決定とか来ると思いますけれども、そこでまたこの間、8月に臨時会を開かせていただきましたが、そこで補正した部分というのは一般財源を取り崩してございますので、そこで交付金の2次分が来たときには、財調に戻していければと考えてございます。

以上でございます。

〇栗原惠子委員長 大沢委員。

〇大沢 淳委員 基金の質疑は終わります。

最後にこの総務費を通じて、今回の補正全体で様々なイベントが中止になったりした類い の減額が出ているのですが、要するに今回コロナの関係でイベントの類いなどで中止になっ て減額となった総額が分かれば、大体の額でも構わないので教えてください。

- 〇栗原惠子委員長 企画課長。
- **〇久木 正企画課長** ただいまのご質問にお答え申し上げます。

コロナの関係で中止もしくは今年度開催できなくなったというイベントでございますが、 主なところでは町制施行50周年記念事業ですとか、

- **〇大沢** 淳委員 額だけでいい。
- ○栗原惠子委員長 金額だけお願いします。合計額。総額。
- **〇久木 正企画課長** トータル額で申し上げさせていただきますと3,853万3,000円でございます。
- **〇大沢** 淳委員 以上です。
- **〇栗原惠子委員長** よろしいですか。

ほかに。

青木委員。

〇青木久男委員 すみません。遅くなりました。

14ページ、コロナ禍で民間も大変、自治体も大変ということでの、いわゆるバス借上業務委託料の280万円減額というのがありますけれども、もう少しちょっと詳しくお願いいたします。というのは、これは定額で年間契約していたものと私は思っていたんですけれども、そうしないと民間側も自分の持っている車を計画的に運行するということができないのかなと思いますけれども、どういうような契約だったのか、まずお願いいたします。

- 〇栗原惠子委員長 総務課長。
- ○増田喜一総務課長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

まず、この公用バス運行業務委託で280万円減額させていただきましたけれども、予算策定時に各課で令和2年度どのようなバスを使うか、例えば自主防災組織の研修だったり、民生委員さんの研修だったり、そういったことで各課が抱えている各種団体が、視察等でバスを使う際の経費ということで予算を計上させていただきまして、当初58件分の予定があると見込んだところですが、コロナ関係で事業見直しなど、また密になるということもありまして、見直しがありまして、各課に照会しましたら30件ほど取りやめるということでございましたので、今回、減額させていただきます。

なお、バスの契約につきましては単価契約になっておりまして、バスの走行した距離、またバスが車庫から出て、役場に行きまして視察をしてきまして、戻りましてバスが車庫に帰

るまで、要した時間これらの単価契約になりまして、小型、中型、大型、それぞれ単価が異る契約になっております。

以上でございます。

- **〇栗原惠子委員長** 青木委員。
- **〇青木久男委員** 単価価格ということは分かりました。

そうはいってもバス会社も、いわゆる年度初めに予定を立てて、伊奈町の何々がどれでい つ使うとか、というようなのを掌握しているのかなというふうに思うんですけれども、勝手 な都合とは言いませんけれども、このような状況でやむなくバスを利用するのが減少したと いうようなことについては、私、先ほども申し上げましたけれども、自治体も大変なんだけ れども、民間にも大変なんだと、何か補塡するようなものとかは考えなかったんでしょうか。

- **〇栗原惠子委員長** 総務課長。
- ○増田喜一総務課長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

公用車を借り上げる運行業務委託で、今、委員さんおっしゃったような、何といいますか 補償というというようなものは町としては現時点では考えておりません。

以上でございます。

- **〇栗原惠子委員長** 青木委員、大丈夫ですか。
- **〇青木久男委員** はい、了解しました。
- ○栗原惠子委員長 ほかに。

[発言する人なし]

○栗原惠子委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

24ページから26ページの第5款農林水産業費について質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

〇栗原惠子委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

26ページから27ページの第6款商工費について質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○栗原惠子委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

27ページから30ページの第7款土木費について質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○栗原惠子委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

30ページから31ページの第8款消防費について質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○栗原惠子委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

36ページから46ページまでの給与費明細書、地方債調書について質疑はありませんか。 青木委員。

- ○青木久男委員 37ページ、会計年度任用職員以外の職員の欄でございますけれども、職員数が7名減っております。7名減って、結果的に7名で減った、増えた、入れて7名減ということになっているのかなと思うんですけれども、そこのところ、どういう状況なのかお願いいたします。
- 〇栗原惠子委員長 総務課長。
- ○増田喜一総務課長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

37ページの資料のとおり、いわゆる正規職員が7名減ったということなのですが、これは予算をつくった時期以降に退職した職員が2名出たというのが1点。もう1点が新規採用職員を採用しているのですけれども、建築技師と一般事務を募集したのですが、予定数採用できなかった人数が2名。また、任期付の育休代替の職員がいたのですが、職員が復帰して代替職員が3名退職しましたので、合計7名ということで、そちらの表上、マイナス7名となっております。

以上でございます。

- 〇栗原惠子委員長 青木委員。
- ○青木久男委員 当初予算のときから正職員、最初の話ですね、2名減ったというようなことなんですけれども、この補正予算書に出てくるということは5月、6月、7月、8月のいずれかぐらいに2人とも退職したということなんでしょうか。
- 〇栗原惠子委員長 総務課長。
- ○増田喜一総務課長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

2名退職した職員が発生したのですが、それは令和2年2月、令和2年の予算をつくった 後に退職されましたので、マイナス2名ということでございます。

- 〇栗原惠子委員長 青木委員。
- **○青木久男委員** そうしますと、なるべく早くそういうのはこういうところにのせてもらいたいんですけれども、なぜ今になっているんですか。
- 〇栗原惠子委員長 総務課長。
- ○増田喜一総務課長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

この4月に人事異動、退職、採用、昇格、いろいろございまして、今回、人事異動に伴う 人件費の整理をお願いさせていただくところですけれども、人件費の予算を作成以後に変動 した部分につきましては、9月のこの補正で数字を訂正させていただきますので、このタイ ミングになっております。

以上でございます。

- **〇栗原惠子委員長** 青木委員。
- **〇青木久男委員** 分かりました。

人件費の手当てがついた段階でこういうところ、給与費明細書のほうにのせるんだということで、本来、人数だけであるならば6月だの、それから8月にありました臨時会等にのせるべきものだったんではないのかなと私は思いますけれども、分かりました。理解できました。

それでもう1点。7名ほど職員が減りましたけれども、同じページのところに給与費880万円と、職員手当、共済費等で1,634万7,000円増額になっているんです。職員が7名減って増額になっているというのは、説明していただかないと分かりにくいんですけれども、お願いいたします。

- **〇栗原惠子委員長** 総務課長。
- ○増田喜一総務課長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

人件費の予算作成上の手法の問題が大きいのですけれども、昨年度、15名の職員が退職いたしました。定年退職、勧奨退職、自己都合、いろいろ理由ございますけれども、10名以上の方が定年退職いたしました。また課長職ですとか、そういった職員の方も退職されました。そういう職員が退職をする場合、予算を組むときに課長相当職の人件費で見れば問題ないのですが、どういう職員がそこに配属になるのか、若い職員なのかべテランの職員が配置になるか分かりませんので、町の手法としまして新規採用職員相当分の人件費で計算しております。その結果、実際には課長職の職員が当然配置されますので、予算が不足になりますので、増額の補正をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

- **〇栗原惠子委員長** 青木委員。
- **〇青木久男委員** 聞いて分かりました。何かややこしいんですね。単純ではないということで、 ありがとうございました。
- ○栗原惠子委員長 ほかに。

[発言する人なし]

○栗原惠子委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

第69号議案のうち、所管事項に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

〇栗原惠子委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○栗原惠子委員長 討論の発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決します。

第69号議案のうち所管事項について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

〇栗原惠子委員長 起立全員です。

よって、第69号議案のうち所管事項については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第71号議案 令和2年度伊奈町中部特定土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

質疑はありませんか。

「発言する人なし」

○栗原惠子委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

〇栗原惠子委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○栗原惠子委員長 討論の発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決します。

第71号議案 令和2年度伊奈町中部特定土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

〇栗原惠子委員長

起立全員です。

よって、第71号議案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第74号議案 令和2年度伊奈町水道事業会計補正予算(第1号)の質疑を行います。 質疑はありませんか。

大沢委員。

○大沢 淳委員 3ページの歳入の補正の内訳を教えてください。

それから、基本料金を無料化しましたが、その財政処理はどこでどういうふうに行われる のか教えてください。

以上です。

- 〇栗原惠子委員長 上下水道課長。
- **〇田口 和上下水道課長** 3ページの予算実施計画の収入の関係ですけれども、こちらは、上下水道課長の下水道から頂く人件費負担金、2分の1の負担金になっております。

それから、支出の293万8,000円ですけれども、こちらは統括監の人件費を一般会計にお支払いする、4分の1の負担金となっております。

それから、当初予算で計上しております収益的支出、3条予算については、予定どおり執行したいと考えておりますので、補正予算は上程しておりません。

基本料金の免除の影響額としましては、税込みで約1億5,400万円と見込んでおります。 今回の補正後の当年度利益として約4,000万円見込んでおりまして、不足する約1億2,000万円につきましては、利益積立金で対応したいと考えております。

- **〇栗原惠子委員長** 上下水道課長。
- **〇田口 和上下水道課長** 基本料金の免除について、予算措置はしておりませんけれども、決 算時におきまして、当初見ていた当年度の利益や利益積立金で対応したいと考えております。 以上でございます。
- 〇栗原惠子委員長 大沢委員。
- ○大沢 淳委員 決算でやるということで、分かりました。 以上です。
- 〇栗原惠子委員長 ほかに。

[発言する人なし]

○栗原惠子委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

〇栗原惠子委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○栗原惠子委員長 討論の発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決します。

第74号議案 令和2年度伊奈町水道事業会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

〇栗原惠子委員長 起立全員です。

よって、第74号議案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第75号議案 令和2年度伊奈町公共下水道事業会計補正予算(第1号)の質疑を 行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○栗原惠子委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○栗原惠子委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○栗原惠子委員長 討論の発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決します。

第75号議案 令和2年度伊奈町公共下水道事業会計補正予算(第1号)について、原案の とおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

〇栗原惠子委員長 起立全員です。

よって、第75号議案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第76号議案 町の区域を新たに画することに伴う関係条例の整理に関する条例の質 疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○栗原惠子委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○栗原惠子委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○栗原惠子委員長 討論の発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決します。

第76号議案 町の区域を新たに画することに伴う関係条例の整理に関する条例について、 原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

〇栗原惠子委員長 起立全員です。

よって、第76号議案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第77号議案 伊奈町税条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑はありませんか。

武藤委員。

○武藤倫雄委員 お願いします。

第1条の中の現所有者の申告というところで、新たに空き家対策的な意味があるかなと思うのですけれども、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに、申告書を自ら提出しなさいよという改正になるかと思います。現所有者であることを知った日ということなので、これは、相続が判明した場合、所有者としての遺産分割協議等までが完了した場合を指すのか、相続発生時点で、法定相続分で、実質共有状態になった場合、共有者、共同で所有する場合、誰がするのかというところですね。相続が終わった後の申告でよろしいのかどうかというところだけ確認させてください。

- **〇栗原惠子委員長** 税務課長。
- **〇影山 歩税務課長** ただいまのご質問にお答えします。

相続がされるまでの間におけるものとなります。

- **〇栗原惠子委員長** 武藤委員。
- ○武藤倫雄委員 相続がされる前となりますと、自己認識して、私が現所有者だと言い切れる

人がどれだけいるのかというところになってくるかとも思うのですけれども、ちなみに、これは、罰則等は付されるものなのでしょうか。

- **〇栗原惠子委員長** 税務課長。
- **〇影山 歩税務課長** すみません、訂正させていただきます。

1点目は、手続が完了してからでございます。

その罰則につきましては、次の75条で制定させていただいているのですが、過料につきまして、10万円以下の過料がかかってまいります。

- **〇栗原惠子委員長** 武藤委員、大丈夫ですか。
- **〇武藤倫雄委員** ありがとうございました。

すみません、最後に1点だけ。条例のこの記載方法の慣習によるものなのかなとも思うのですが、本条例の第1条でいくと、7行目とか、文章で改正内容をしている中で、「第314条の2第5項」とかというのは、こちらは根拠法の第314条の2何がしというものになるかと思います。ほかの第36条の2とかというのは、本条例、条例の条数になっていくかと思うのですが、本条例の中でこの314条のところとかは、法第314条という記載になっているかと思うんですけれども、「法」があったほうが、根拠法を示しているのか本条例を示しているのかというのが、文章の中で非常に読み取りやすくなるのですけれども、この「法」を切り取って、あくまで第314というのは、何かルールとか慣習があるのでしょうか。

- **〇栗原惠子委員長** 総務課長。
- ○増田喜一総務課長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

議員おっしゃるとおり、法制執務の手法の中で、改正前と改正後で、法というのは変わりません。数字は改正するのですけれども、法という単語は変わりませんので、最小単位で捉えて改正するという原則がございますので、改正文上は「法」は入っておりません。それだと議員ご指摘のとおり分かりにくいので、参考資料としまして新旧対照表をつけさせていただきまして、まさに議員ご指摘のところが確認できるようにしているところでございます。以上でございます。

- **〇栗原惠子委員長** 武藤委員。
- ○武藤倫雄委員 分かりました。結構です。
- ○栗原惠子委員長 ほかに。

大沢委員。

〇大沢 淳委員 今回、新たに追加されるひとり親のこの控除の対象者の数を教えてください。

もう一つは、このひとり親控除を適用するに当たって、確定申告等でどういう手続が必要 になって、要するに、新たに対象となる方がきちんと適用とされるためには、どういうふう に、どういうことが必要なのかを教えてください。

- 〇栗原惠子委員長 税務課長。
- **〇影山 歩税務課長** ただいまのご質問にお答えします。

まず、1点目の対象者でございますが、これは令和3年度の申告からが対象になりますので、現状においては不明でございますが、参考に申し上げますと、児童扶養手当の受給者が353人いらっしゃるということは伺っております。

2点目のどういうふうに確定申告に適用させるかということでございますが、確定申告の 欄に寡婦、ひとり親の区分の欄がございます。そのところに印をしていただきまして、次の ところの欄に親族に関する事項というところがございまして、そこに名前と生年月日とを書いて記入していただければ、適用になるものでございます。

なお、給与等を受けている方につきましては、給与所得者の扶養控除申告書につきまして、 それを給与支払報告者に提出する必要がございます。

以上です。

- **〇栗原惠子委員長** 大沢委員。
- ○大沢 淳委員 いずれにしても、本人が申し出ないと適用されないのですが、今回、非常に分かりにくいんですよね。ひとり親と一くくりにしたのは、対象が広がってよかったのだけれども、つまり、今まで同じひとり親でも対象でなかった方も、今度から含まれるので、そういう方にちゃんとその辺が周知されるのかどうかを教えてください。
- **〇栗原惠子委員長** 税務課長。
- **〇影山 歩税務課長** ただいまのご質問にお答えします。

今回改正された内容が複雑でございますので、町の広報紙ですとかホームページ等で、早めに周知をしていきたいと考えております。

以上です。

〇栗原惠子委員長 大沢委員、大丈夫ですか。

ほかに。

[発言する人なし]

○栗原惠子委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○栗原惠子委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○栗原惠子委員長 討論の発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決します。

第77号議案 伊奈町税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

〇栗原惠子委員長 起立全員です。

よって、第77号議案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第80号議案 工事請負契約の締結についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

大沢委員。

- ○大沢 淳委員 この工事施工後の、いわゆる綾瀬側の伏せ越しの施工の進捗状況を教えてください。
- **〇栗原惠子委員長** アグリ推進課長。
- ○秋山雄一アグリ推進課長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

この工事につきましては、お米の成育期間をデリケートに配慮しなければならないので、 実際の工事に入るのは、もうすぐ稲刈りが終わりますが、稲刈りが終わった後から順次工事 に入っていって……

- ○大沢 淳委員 何本中何本終わるかと答えてもらえば。伏せ越しが何本あって、そのうち何本これで終わるかというのを。
- ○秋山雄一アグリ推進課長 分かりました。伏せ越しが全部で6本ございます。今度の本村伏せ越し用水をやりますと、3本工事が終了になります。
- **〇大沢** 淳委員 以上です。
- **〇栗原惠子委員長** ほかに。

青木委員。

〇青木久男委員 お願いします。

予算参考資料で、別記1、入札参加業者、2業者ということで、何かちょっと少ないなと

いうのが率直な意見なんですけれども、この入札参加業者と、いわゆる伊奈町で指名業者というのは、イコールなものなのかお願いいたします。

- **〇栗原惠子委員長** 総務課長。
- ○増田喜一総務課長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

参考資料のとおり、入札参加された業者は2社でございますが、この入札につきましては、 電子入札で一般競争入札として実施しておりますので、広く募ったところなのですが、応札 された業者は2社ということでございました。

以上でございます。

- **〇栗原惠子委員長** 青木委員。
- ○青木久男委員 この大変な時期に仕事が、町の仕事があるということで、もう少し、いわゆる参加業者があってもいいのかなと思うんですけれども、どうなんでしょうか、こういう工事というのは、分かりやすく言えば、おいしくないというようなものなんでしょうか。ちょっとこの入札では正当性に欠けるというような気もするんですけれども、やはり、少なくとも3社、4社、5社いて、その中から競うというのが本来の姿かと思うんですけれども、どう思いますか、この2社であったということについて。もちろん、応札する人がいないというのは、もっと困っちゃうんですけれども。その見解を伺います。
- 〇栗原惠子委員長 総務課長。
- ○増田喜一総務課長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

7月28日に入札を実施したのですが、応札要件としましては、埼玉県内に本店、支店がある土木工事業の業者ということで、208社、伊奈町に登録してございました。広く対象者を広げて入札を実施したのですが、結果的に2社でございました。

これまでも、昨年度も入札させていただきましたが、不落であったり、落札できない、不調であったりということで、恐らくこの伏せ越しという、特殊な工事と伺っておりますが、そういったところが何か技術を要するとか、そういったところでなかなか応札しにくい工事であったのではないかと受け止めております。

以上でございます。

- **〇栗原惠子委員長** 青木委員。
- ○青木久男委員 複雑といえば複雑かもしれませんけれども、計算しましたら、落札率が 96.7%ですね。そこそこなのかなという気はいたします。この本件関係の本会計で過去、入 札、幾らもないかなと思うんですけれども、そのときの入札参加者と落札率をお願いいたし

ます。過去何十年もじゃなくていいですよ、2年とかそこら辺だったら。

- 〇栗原惠子委員長 総務課長。
- ○増田喜一総務課長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

すみません、手元に令和元年度分の資料しか持ち合わせていないのですが、令和元年度では一般競争入札、24件実施しまして、平均の落札率が95.04%でございました。

応札につきましては、ちょっと数字を出していないのですけれども、平均で見ますと、五、 六社は応札しているような感じでございます。

以上でございます。

- **〇栗原惠子委員長** 青木委員。
- **〇青木久男委員** はい、分かりました。

率直な意見として、応札、いわゆる参加ですね。参加者をもう少し増やす、これはもう増 やしようがないといえばそうなんですけれども、何かそういうような手立ても検討してもい いのかなと思います。

以上です。

〇栗原惠子委員長 ほかに。

上野委員。

〇上野尚德委員 お願いします。

この伏せ越し工事なんですけれども、一度こういった形でやると、大体何年ぐらい安定して使えるものでしょうか。

- **〇栗原惠子委員長** アグリ推進課長。
- **〇秋山雄一アグリ推進課長** コンクリートの管を入れますので、通常50年と言われております。 以上です。
- **〇栗原惠子委員長** 上野委員。
- **〇上野尚徳委員** 今、本村用水でやられているところというのは、初めての改修というか、初めての工事になるのでしょうか。
- ○栗原惠子委員長 アグリ推進課長。
- ○秋山雄一アグリ推進課長 平成30年度に池田用水という用水を工事しておりまして、ちょっと前ですが、平成13年に下谷用水という用水をやって、今回の本村用水が3本目の改修ということになります。

以上です。

- **〇栗原惠子委員長** 上野委員。
- **○上野尚徳委員** 箇所的にはやられていると思うのですけれども、同じ箇所として、今回最初 の改修工事ということになるとは思うのですけれども、そこの本村用水自体では初めての改 修工事になるのかということと、この先、例えばまた不具合が出たときに、改修工事でまた 修正して使うことができるというお考えなのかどうか、その2点お願いいたします。
- **〇栗原惠子委員長** アグリ推進課長。
- ○秋山雄一アグリ推進課長 この本村用水ですけれども、平成25年に一度漏水が発見されまして、そこで一部修繕工事を行っております。この後、今年工事をさせていただくと、通常新しい管を入れるので、すぐには老朽化することはないと思うのですが、50年間は、今回入れ替えると、使用できるのではないかなと思っております。

以上でございます。

- 〇栗原惠子委員長 上野委員。
- **○上野尚德委員** 5,000万円という数字だったので、これが50年間ぐらい使えるというのであれば、有効に使えるのかなと思いますので、これからも維持管理よろしくお願いいたします。
- ○栗原惠子委員長 ほかに。

[発言する人なし]

○栗原惠子委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○栗原惠子委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○栗原惠子委員長 討論の発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決します。

第80号議案 工事請負契約の締結についてについて、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○栗原惠子委員長 起立全員です。

よって、第80号議案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。 企画課長。 ○久木 正企画課長 先ほどの青木委員からのご質問の中で、総務省で公表されている金額が 1億4,500万円ぐらいだということで、総務省と町から出した2億800万円で差があるという ところの関係ですけれども、確認したところ、町から出した中で、町立小・中学校のICT 教育環境整備事業が6,300万円ぐらい、1次の実施計画で入っていたんですけれども、そこ がまだ提出当時、予算措置されていなかったものですから、そこについては、町から総務省 に公表をまだ控えておいてほしいということで、そのICTの関係が除かれているというと ころで、1億4,500万円ほど少なく総務省のものについては、公表されているというところ でございます。

以上でございます。

- **〇栗原惠子委員長** 青木委員。
- ○青木久男委員 いいですか、じゃ質問。

それで分かりました。それで計算が合うんですけれども、もちろんそれは2次分で申請しているということですね。

- **〇栗原惠子委員長** 企画課長。
- ○久木 正企画課長 町立小・中学校ICT教育環境整備事業につきましては、8月の臨時会で予算措置させていただいておりまして、総額2億4,059万8,000円ということで、補正させていただいております。そのうちの対象の台数とかが変わりましたので、地方創生臨時交付金につきましては、1億613万6,000円ということで、2次のほうで考えてございます。以上でございます。
- **〇栗原惠子委員長** よろしいですか。
- **〇青木久男委員** はい、了解。
- **○栗原惠子委員長** 以上で、総務建設産業常任委員会に付託された議案の審査は全て終了しま した。

暫時休憩とします。

ここで、執行部の退席をお願いします。

休憩 午前 9時58分

再開 午前 9時58分

○栗原惠子委員長 休憩を解いて会議を開きます。

次に、協議事項の3、その他に移ります。

委員の皆さんから何かございますか。

青木委員。

○青木久男委員 このパーティションなんですけれども、やはりここへ座ってみると随分違和 感があるんですよ。ここへもう一つこう……

[「端っこに」と言う人あり]

- **○青木久男委員** ええ、置いたほうがいいですよ。ないかな。あるんだったら。ちょっと違和 感あります。その他だからいいでしょう。
- 〇栗原惠子委員長 はい。
- ○青木久男委員 あと、そっちもかな。そっちは、でも、教育長のほうが大分ね。
 〔「青木さんの隣、人いないんだから、別に大丈夫」と言う人あり〕
- **〇青木久男委員** いや、全協のときとか。

[発言する人あり]

- 〇栗原惠子委員長 局長。
- ○嘉無木 栄事務局長 それについては、隣に人がいるとかそういった場合にはパーティション置きましょうという、そんな計画でやらせていただいて、今回の場合は人がいない……
- **〇青木久男委員** それはそうなんだけれども、ここに人がいないということ。
- **○嘉無木 栄事務局長** はい。隣いないということで、必要ないかなということで。あまり必要のないところに置くのはどうかなということで、必要最小限で考えさせていただきました。
- **〇青木久男委員** 分かりました。

[発言する人あり]

- **〇栗原惠子委員長** じゃ、パーティションの件は、そんなことでよろしいですか、皆さん。
- ○嘉無木 栄事務局長 いい案があれば、言っていただければ、また考えます。
- ○栗原惠子委員長では、ほかになければ、閉会の前に副委員長より挨拶をお願いいたします。
- **○戸張光枝副委員長** お疲れさまでございました。ありがとうございます。
- ○栗原惠子委員長 これをもって閉会とします。

お疲れさまでした。

閉会 午前10時02分